

## 3歳6か月児視聴覚検査事業実施要綱

### (総則)

第1条 3歳6か月児に対する視聴覚検査事業(以下「事業」という。)の実施については、この要綱の定めるところとする。

### (対象者)

第2条 事業の対象者は、市内に住所を有する、3歳6か月児とする。

### (実施機関等)

第3条 事業は、市長が一般社団法人横須賀市医師会(以下「実施機関」という。)に委託して実施する。

### (視聴覚検査の内容)

第4条 視聴覚検査は次に掲げる方法により行う。

#### (1) 1次検査

調査票により視力及び聴力の検査を行う。

#### (2) 2次検査

1次検査の結果に基づいて、更に検査を必要と認められる幼児に視力、斜視、眼球運動、聴力の検査を行う。

#### (3) 精密検査

2次検査の結果、視聴覚に障害を有する疑いを認められる幼児に、より精密な検査を行う。

### (受診手続)

第5条 視聴覚検査の受診手続きは、次のとおりとする。

(1) 市長は、調査票を対象者の保護者に配付する。

(2) 対象者の保護者は、調査票に必要な事項を記入のうえ、実施機関に提出し、1次検査を受診する。

(3) 2次検査は、実施機関が対象となる幼児の保護者あて通知する日時及び場所において受診する。

(4) 市長は、2次検査の結果、精密検査を必要とする幼児の保護者に対し、精密検査を受診するよう指導する。

### (報告)

第6条 実施機関は、1次検査終了後に2次検査対象児名簿を作成し、速やかに市長に報告するものとする。

2 実施機関は、2次検査終了後及び精密検査終了後にその結果について、速やかに市長に文書により報告するものとする。

(その他の事項)

第7条 この要綱の施行に関し必要な事項は、民生局健康部長が定める。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。